

オリパラスポーツ健康フェスタ事業実施に関する業務委託企画コンペ実施要領

令和2年7月30日
宮崎県総合政策課

1 業務の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツを通じた健康志向や、体を動かすことへのニーズが高まってきていることなど、県民のスポーツ・健康の意識啓発を図ることについて重要性を増してきている。

このため、県民の関心が高いオリンピック・パラリンピックと関連づけた、スポーツ体験、魅力発信など様々なコーナーを設けたイベントを、「新しい生活様式」に対応しながら感染症拡大防止に留意して実施することにより、本県の強みであるスポーツ・健康の視点を生かした地域の活性化及び1年延期されたオリンピック・パラリンピックへの機運醸成を図る。

2 業務の名称

オリパラスポーツ健康フェスタ事業実施業務

3 イベントの概要

- (1) 開催日 令和2年12月5日(土)～12月6日(日)の2日間(予定)
- (2) 時間 各日午前10時から午後5時まで(予定)
- (3) 場所 イオンモール宮崎内各種イベントスペース(予定)
※ひなたテラス、スペースコート、イーストコート、ウエストコート、レストランコート、1Fモール内通路等
- (4) 参加者 施設来館者のうち、約1万人程度
- (5) 内容 新型コロナウイルス感染防止に十分配慮した上で、令和元年11月にイオンモール宮崎にて開催した、「ALL MIYAZAKI スポーツ&ホストタウンフェスタ2019」も参考とした内容とし、以下のコンテンツを含めるものとする。
 - ・オープニングセレモニー
 - ・ステージイベント
(話題性のあるPR効果の高い内容のステージ)
 - ・誰もが楽しめるスポーツ体験・健康づくりコーナー
(参加者が、オリパラスポーツをはじめとする各種スポーツの魅力を知る、感じる、体験できるエリア・ブース)
 - ・ホストタウンPRコーナー
 - ・聖火リレー及びオリパラスポーツPRコーナー
 - ・その他、オリパラやスポーツ・健康に関連するコーナー 等

4 委託業務内容

(1) イベントの事前準備

- ア イベント内の各種コンテンツの企画
- イ ゲストの出演交渉及び各種団体等との出展交渉
- ウ 出展団体等との協議・事前説明会等の実施
- エ イベント基本計画案、実施計画書及び実施運営マニュアルの作成
- オ 会場サイン等、施工・制作に関する事前準備
- カ 集客のための事前告知チラシ・ポスター等の作成、配布
- キ その他上記に付随する全ての業務

(2) イベントの実施

- ア 会場設営及び必要資機材（舞台、音響、看板、装飾等）の設置など、会場設営及び撤去に係る作業全般（メインステージ、各エリア・ブース等）
- イ 運営に必要な備品等の準備、設営、撤去
- ウ イベントコンテンツの展示物等の制作、展示、撤去
- エ 備品、展示物等の搬入、搬出、廃材等の廃棄等
- オ 運営シナリオの作成、会場配布用チラシ等の作成
- カ 会場全体の運営、ステージイベントの司会・進行、会場整理（スタッフ配置）
- キ 各種コーナー・ブースにおける運営、会場整理（スタッフ配置）
 - ・オープニングセレモニー
 - ・ステージイベント（トークショー、オリパラスポーツPR等）
 - ・健康づくり、スポーツ体験コーナー
 - ・周遊イベント（体験ラリー・クイズラリー等）コーナー
 - ・ホストタウン、聖火リレー等PRコーナー
 - ・その他、令和元年11月に開催した、「ALL MIYAZAKI スポーツ&ホストタウンフェスタ2019」と同種又は類似するコーナー
- ク 出演ゲスト・出展団体等のアテンド、リハーサル等の実施
- ケ その他上記に付随する全ての業務

(3) その他業務の遂行に必要とされる関連業務

- ア 県関係部局及び市町村担当者との調整
- イ 出演者、出展団体、ブース運営者等との調整
- ウ 会場側（施設運営者等）との調整
- エ その他全ての業務に関する手配、管理

5 委託契約額の上限

10,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※ 履行までに要するすべての経費を含む。

6 委託期間

契約締結の日から令和3年3月1日（月）まで。

7 参加資格

次の（１）～（７）の要件を全て満たす法人であること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者。
- （２） 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- （３） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- （４） 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務と同種又は類似業務の受託実績を有する者。
- （５） 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者。
- （６） この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- （７） 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

8 企画コンペ実施方法

（１）事前説明会

- ① 日時 令和2年8月6日（木）午後4時から
- ② 場所 宮崎県庁1号館4階 総合政策部会議室

※ 企画コンペに参加しようとする者は、原則、事前説明会に参加すること。なお、事前説明会に参加しなくても企画コンペへの参加は可能とする。

※ 事前説明会の参加者は、令和2年8月5日（水）午後5時までに、事前説明会参加申込書【様式1】に必要事項を記入の上、ファックス又は持参により提出すること。なお、ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話で確認を行うこと。

（２）企画コンペ参加申込

企画コンペに参加する者は、企画コンペ参加申込書【様式2】を、令和2年8月12日（水）午後5時までに、ファックス又は持参により提出すること。なお、ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話で確認を行うこと。

(3) 提出資料

① 企画提案書 7部 (A4版) (正本1部、副本6部)

- ※ 副本は会社名が一切入っていないこと。
- ※ 企画提案書の内容については、以下の事項をすべて含めるものとする。
 - ア 本事業の目的に沿った業務実施方針・内容について (コンセプト等)
 - イ 各ステージイベントやブースにて、出演・出展を依頼する予定のゲスト、スポーツ関係団体について
 - ウ スポーツ体験コーナーの概要、体験できるスポーツの名称等について
 - エ 県民の健康づくりのために工夫する事項について
 - オ オリンピック・パラリンピックへの機運醸成や、各種スポーツの魅力発信のために工夫する事項について
 - カ スポーツ以外において、オリンピック・パラリンピックに関連するイベントをPRするために実施するコンテンツや工夫する事項について
 - キ より多くのコーナー・ブース等を周遊し、多くの体験をすることができるために実施するコンテンツについて
 - ク 会場使用イメージ図 (会場全体レイアウト、平面図等) について
 - ケ イベント当日の運営体制・要員計画について
 - コ 新型コロナウイルス感染防止に留意した「新しい生活様式」に対応したイベントとして工夫する事項について
 - サ 準備から本番まで本委託業務を遂行する具体的なスケジュール及び受託者の詳細な業務実施体制、業務フロー図等について
 - シ その他、特に配慮した点について

② 見積書及び見積明細書 (任意様式) 7部 (正本1部、副本6部)

- ※ 副本は会社名が一切入っていないこと。
- ※ 積算内訳を記入すること。(「単価」と「数量」を具体的に記載すること。)
- ※ 見積金額は、消費税及び地方消費税額込みの金額とすること。
- ※ 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

③ 会社概要に関する資料 (任意様式) 1部

- ※ 既存のパンフレット等で可。

④ 同種又は類似業務の実績に関する書類 1部

- ※ 過去5年以内の地方公共団体との契約書及び仕様書、業務完了が確認できる書類 (合格通知書等)。

⑤ 企画コンペの参加に関する誓約事項【様式3】 1部

(4) 提出期限 令和2年8月18日 (火) 午後5時まで (必着)

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

書類審査方式とし、提出された企画提案書等を次の審査項目について総合的に

審査の上、決定する。参加者が1者のみの場合は、その企画提案書等を審査し、契約の相手方とするかどうかを決定する。審査に当たっては、必要に応じて資料の詳細等について説明等を求める場合がある。

② 審査基準

ア 業務実施方針やイベント内容が、本事業の趣旨を理解した内容であるか。

イ 豊富なスポーツ体験等により、県民の健康づくりに寄与する計画となっているか。また、子どもから高齢者まで様々な方が楽しめる計画となっているか。

ウ オリピック・パラリンピックへの機運醸成、各種スポーツのPRや魅力発信に寄与する計画となっており、その工夫がなされているか。

エ ホストタウンや聖火リレーなど、オリピック・パラリンピックに関連する事業についてもPRできる計画となっているか。

オ 施設全体を有効活用したレイアウト計画となっているか。また、来場者が各種コーナーやブース等を周遊し、多くの体験ができる工夫がなされているか。

カ イベント当日の運営体制について、円滑かつ適切に実施できる運営計画・要員計画になっているか。

キ 新型コロナウイルス感染防止に留意した「新しい生活様式」に対応したイベント実施計画となっているか。

ク 業務全体について、準備から本番まで、委託業務を適切に遂行できる受託体制が構築され、遅滞なく業務を実施できるスケジュールになっているか。

ケ 実施経費が企画提案内容に沿った適正な見積となっているか。また実現可能な企画（経費）となっているか。

(6) その他

① 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

② 提案書等は、提案者1者につき1提案のみ受け付ける。

③ 提出された書類は返却しない。

④ 虚偽の記載をした提出資料等は、無効とする。

⑤ 委託契約額の上限を超える提案書は、無効とする。

⑥ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

⑦ 提案内容についての質疑は、質問書（様式任意）をファックス、電子メールにより令和2年8月12日（水）午後5時まで受け付ける。送信の事前又は事後に必ず電話で確認を行うこと。

⑧ 選定結果については、全提案者に書面にて連絡する。

⑨ 採用された企画提案書は、協議の上、変更する場合がある。

⑩ 決定した提案者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。なお、契約に要する費用は受託者の負担とする。

⑪ 本企画コンペの参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

9 スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| (1) 令和2年7月30日(木) | 実施公告 |
| (2) 令和2年8月5日(水) | 事前説明会参加申込締切(午後5時まで) |
| (3) 令和2年8月6日(木) | 事前説明会(午後4時から)
(宮崎県庁1号館4階 総合政策部会議室) |
| (4) 令和2年8月12日(水) | 企画コンペ参加申込締切(午後5時まで) |
| (5) 令和2年8月12日(水) | 質問受付締切(午後5時まで) |
| (6) 令和2年8月18日(火) | 企画書等提出期限(午後5時まで) |
| (7) 令和2年8月下旬 | 選定結果通知(予定) |

10 契約の締結

(1) 契約締結の手続きについて

- ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成する。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託料の支払について

委託業務の完了後に精算払により支払う。

11 資料提出先及び連絡先

宮崎県総合政策部 総合政策課 企画担当 川畑、深田
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話 0985-26-7607(直通)
FAX 0985-26-7331
E-mail sogoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp